



「再活」×2

不動産を「再活」し、日本を「再活」する。



平成 29 年 9 月 4 日

各位

会社名 株式会社アルデプロ
代表者名 代表取締役社長 椎塚裕一
(コード番号 8925 東証二部)
問合せ先 執行役員社長室長 荻坂昌次郎
(TEL 03-5367-2001)

当社に対する訴訟の提起に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 7 月 4 日、下記のとおり訴訟を提起する旨の訴状を受けましたので、お知らせいたします。

記

1. 訴訟の提起があった裁判所及び年月日

(1) 提起された裁判所
東京地方裁判所

(2) 訴訟が提起された年月日
平成 29 年 6 月 23 日

2. 訴訟の原因及び訴訟提起に至った経緯

当社は、平成 29 年 3 月 17 日付「販売用不動産の仕入契約締結に関するお知らせ」および平成 29 年 4 月 21 日付「販売用不動産の仕入契約締結の中止に関するお知らせ」でお知らせした東京都中央区に所在する販売用不動産につきまして、平成 28 年 12 月 5 日、新日本実業株式会社との間で不動産売買の予約契約（予約権者は当社）を締結していましたが、予約完結権を行使しないまま予約完結権行使期限が経過し、売買契約の効力は生じませんでした。

その後、当社取締役会は、平成 29 年 3 月 17 日付「販売用不動産の仕入契約締結に関するお知らせ」に記載のとおり、不動産売買契約締結について決議しましたが、当社は、平成 29 年 4 月 21 日付「販売用不動産の仕入契約締結の中止に関するお知らせ」に記載のとおり、仕入契約締結を中止し、当社は、新日本実業株式会社との間で、以上の交渉経過に基づく法律関係を明確にするため、相互に債権債務が存在しないことを確認する旨の清算合意書を締結しました。

そのため、当社は、平成 29 年 4 月 21 日付「販売用不動産の仕入契約締結の中止に関するお知らせ」に記載のとおり、この仕入契約締結の中止により違約金は発生しないという認識でした。

ところが、当社は、同社から売買代金の支払を求められました。当社は、当該売買代金

については支払義務がないものと判断し、支払を拒否していましたが、同社から、違約金の支払を求める訴訟が提起されました。

3. 当該訴訟を提起した者

(1) 商号

新日本実業株式会社

(2) 本店所在地

東京都中央区銀座6丁目6番5号

(3) 代表者の氏名

小西 洋

4. 当該訴訟の内容

(1) 訴えの内容

違約金支払請求

(2) 訴訟の目的の価額

17億円

5. 今後の見通し

当社としましては、原告の請求は不当であり一切支払う義務がないことを確信しており、裁判において当社の正当性を主張し争っております。

したがって、現時点では当社の業績に対する影響は見込んでおりません。なお、今後開示すべき事項が発生した場合には速やかにお知らせいたします。

以上